

議案第 2 1 号

川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例

川崎市予防接種運営委員会条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「2 5 人」を「1 8 人」に改め、同条第 2 項第 3 号中「1 1 人」を「4 人」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 3 条第 2 項各号に掲げる委員各 3 人」を「第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる委員及び同項第 2 号に掲げる委員各 3 人並びに同項第 3 号に掲げる委員 1 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

予防接種運営委員会の委員の定数を改めるため、この条例を制定するものである。